

ファックス機器賃貸借契約の仕様書

- 1 新旧ファックス機器の入れ替えは、設置する所属の指示により契約開始日までに行うこと。
- 2 新ファックス機器の設置業者は、新ファックス機器と旧ファックス機器の入れ替え作業をスムーズに行うため旧ファックス機器の設置業者と連携し責任を持って入れ替えを行うこと。
- 3 新ファックス機器を契約開始前に設置した場合、設置日から契約開始日まででは試運転期間とし、無料とすること。
ただし、設置日については、設置する所属と十分調整を行うこと。
- 4 新ファックス機器の賃貸借期間は平成26年2月1日からとすること。
- 5 設置場所に電気工事等が必要な場合は、設置する所属の了解を得て、新ファックス機器の業者が無料で行うこと。
- 6 設置する所属から機能（オプション）の変更（自動原稿送りや電子ソータの取り外し等を含む。）やカウンターの設置等の要望があった場合は、速やかに対応すること。
ただし、その後元に戻す要望があった場合にも同様に対応すること。
- 7 ファックス機器は新造機（新品機）、同一の機種、型式であること。
- 8 設置所属からファックス機器の引上げや移設等の依頼があった場合は、設置所属の指示により、原則として無料で行うこと。
- 9 ファックス機器本体のメンテナンスについては、必ず自社が行うこと。
- 10 ファックス機器が故障した場合、連絡を受けた当日直ちに要員を派遣し、正常な状態に回復させる体制を整えていること。
- 11 契約終了後、秘密保持のため複写機のハードディスク又はSSDの提供を求められた場合は、これに応じること。なお、そのための費用負担については別途協議するものとする。
- 12 頻繁に故障が発生し業務に支障をきたす場合は、設置場所及び流域下水道事務所と十分協議の上、誠実に対応すること。
- 13 各浄化センターにおける契約期間等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

各浄化センターにおける契約期間等

名 称	契約期間	月
洛西 浄化センター	平成26年2月1日～平成31年1月31日	60
洛南 浄化センター	平成26年2月1日～平成31年1月31日	60
宮津湾 浄化センター	平成26年2月1日～平成31年1月31日	60
木津川上流 浄化センター	平成26年2月1日～平成31年1月31日	60
南丹 浄化センター	平成26年2月1日～平成28年3月31日	26

FAX 機器仕様書

(各浄化センター分)

- 1 FAX 及びコピー機能を備えていること。
- 2 最大原稿サイズは A3 まで対応できること。
- 3 コピーサイズは A3～ハガキまでコピー可能であること。
- 4 拡大縮小は 25%～400%まで変倍可能であること。
- 5 ファーストコピータイムは 6.8 秒以下であること。
- 6 連続コピー速度は A4 ヨコで 1 分間に 16 枚以上とする。
- 7 ウォームアップタイムは 30 秒以下とする。
- 8 2 段給紙で 250 枚以上の用紙カセットを有すること。
- 9 手差しトレイを有すること。
- 10 消耗品等の収納可能なテーブルをつけること。
- 11 自動濃度調整・自動用紙選択の各機能を有すること。
- 12 自動原稿送り機能を有すること。
- 13 FAX 機能でメモリー送信機能及び直接送信機能が可能なこと。
- 14 保守方式についてはトナーキット方式とする。
- 15 納入業者自身が部品の供給ができ、アフターサービスを完全に実施すること。(故障や調整等の保守管理業務を行い、これに要する経費は全て負担すること。)
- 16 環境に配慮した「国際エネルギースタープログラム」や「エコマーク」や「グリーン購入法」や「RoHS 指令」に適合した商品であること。
- 17 標準消費電力量(TEC 値)は 0.96kWh 以下のものとする。
- 18 新造機に限る。